

総務企画課

業務概要	14
1 歳入・歳出決算	14
2 医務関係	16
3 薬務関係	19
4 献血推進事業	23
5 地域保健医療計画の推進	23
6 厚生統計調査	24
7 協議会・委員会の開催状況	29
8 保健所保健・福祉サービス調整推進事業	29
9 地域保健従事者研修・保健所実習	29
10 広報・啓発事業	29
11 地域防災対策	30

Ⅱ 総務企画課の業務概要

総務企画課は、庶務、医務、薬務、献血、薬物乱用防止対策に関する業務のほか、各種の企画関係や所内各課・関係機関等との連絡調整を行っている。

また人口動態統計や各種厚生統計調査等の業務、各種情報の収集・整理及び活用の推進、保健・医療・福祉に関する総合的な相談の所内調整を行っている。

1 歳入・歳出決算

(1) 歳入

令和3年度の歳入総額は6,637,331円で、その内訳は一般会計の第6款分担金及び負担金16,200円、第7款使用料及び手数料6,604,900円、第13款諸収入7,131円、特別会計母子父子寡婦福祉資金9,100円である。

前年度と比較して総額686,125円(11.5%)増となった。

表1－(1) 歳入決算書

(単位：円)

科目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
令和元年度	7,524,075	5,520,855	0	2,003,220
令和2年度	7,457,926	5,951,206	0	1,506,720
令和3年度	8,340,051	6,637,331	0	1,702,720
一般会計	6,643,351	6,628,231	0	15,120
6款 分担金及び負担金	31,320	16,200	0	15,120
1項 負担金	31,320	16,200	0	15,120
2目 衛生費負担金	31,320	16,200	0	15,120
1節 公衆衛生総務費負担金	31,320	16,200	0	15,120
2節 精神保健福祉費負担金	0	0	0	0
7款 使用料及び手数料	6,604,900	6,604,900	0	0
1項 使用料	11,000	11,000	0	0
1目 総務使用料	11,000	11,000	0	0
1節 土地使用料	11,000	11,000	0	0
2項 手数料	6,593,900	6,593,900	0	0
3目 衛生手数料	780,400	780,400	0	0
1節 寄生虫検査手数料	780,400	780,400	0	0
3節 細菌検査手数料	780,400	780,400	0	0
8目 証紙収入	5,813,500	5,813,500	0	0
1節 証紙収入	5,813,500	5,813,500	0	0
13款 諸収入	7,131	7,131	0	0
7項 雑入	7,131	7,131	0	0
1目 雑入	7,131	7,131	0	0
5節 生活保護費弁償金	0	0	0	0
13節 雑入・その他	7,131	7,131	0	0
特別会計 母子父子寡婦福祉資金	1,696,700	9,100	0	1,687,600
2款 諸収入	1,696,700	9,100	0	1,687,600
2項 雑入	1,696,700	9,100	0	1,687,600
1目 雑入	1,696,700	9,100	0	1,687,600
1節 雑入	1,696,700	9,100	0	1,687,600

(2) 歳出

令和3年度の歳出総額は83,312,263円で、その内訳は一般会計の第3款民生費21,515,054円、第4款衛生費61,717,209円、特別会計母子父子寡婦福祉資金80,000円である。前年度と比較して総額28,185,242円(51.13%)増となった。

表1-(2) 歳出決算書

(単位:円)

科目	予算令達額	支出額	残額
令和元年度	52,815,678	52,815,678	0
令和2年度	55,127,021	55,127,021	0
令和3年度	83,312,263	83,312,263	0
一般会計	83,232,263	83,232,263	0
3款 民生費	21,515,054	21,515,054	0
1項 社会福祉費	21,389,054	21,389,054	0
1目 社会福祉総務費	13,430,960	13,430,960	0
2目 障害者福祉費	7,589,094	7,589,094	0
3目 老人福祉費	352,500	352,500	0
4目 遺家族等援護費	16,500	16,500	0
7目 婦人対策費	0	0	0
2項 児童福祉費	67,000	67,000	0
3目 ひとり親福祉費	67,000	67,000	0
3項 生活保護費	59,000	59,000	0
2目 扶助費	59,000	59,000	0
4款 衛生費	61,717,209	61,717,209	0
1項 公衆衛生費	47,205,981	47,205,981	0
1目 公衆衛生総務費	39,156,312	39,156,312	0
2目 結核対策費	1,969,042	1,969,042	0
3目 予防費	526,110	526,110	0
4目 精神保健福祉費	461,108	461,108	0
5目 成人病対策費	5,093,409	5,093,409	0
2項 環境衛生費	425,490	425,490	0
1目 食品衛生指導費	333,435	333,435	0
2目 環境衛生指導費	92,055	92,055	0
3項 保健所費	13,844,597	13,844,597	0
1目 保健所費	13,844,597	13,844,597	0
4項 医薬費	241,141	241,141	0
1目 医務費	0	0	0
2目 栄養指導費	78,961	78,961	0
3目 保健師等指導管理費	32,000	32,000	0
4目 薬務費	130,180	130,180	0
特別会計	80,000	80,000	0
1款 母子父子寡婦福祉資金貸付費	80,000	80,000	0
1項 母子父子寡婦福祉資金貸付費	80,000	80,000	0
1目 母子福祉資金貸付費	80,000	80,000	0

2 医務関係

(1) 医療関係施設の現況

管内の医療関係機関数は、令和3年度末現在、病院8施設(1,495床)、一般有床診療所4施設(43床)、一般無床診療所80施設、歯科診療所79施設で、合計171施設(1,538床)である。

年度別施設数・病床数の推移は表2-(1)のとおりである。

表2-(1) 医療関係施設・病床数(各年度3月31日現在)

(単位：施設数(施設)、病床数(床))

区分		施設数											病床数									
		病院		一般診療所		歯科診療所		助産所		施術所		歯科技工所	病院					診療所				
		計	地域医療支援(再掲)	一般	精神科	有床	無床	有床	無床	有床	無床		はりきゅう	あん摩・マッサージ・指圧	柔道整復	計	一般	療養	結核	精神科	感染症	一般
管内	R1	8	-	5	3	4	75	-	81	-	-	85	55	15	1,455	705	99	-	651	-	43	-
	R2	8	-	5	3	4	78	-	80	-	-	86	56	15	1,495	705	99	-	691	-	43	-
	R3	8	-	5	3	4	80	-	79	-	1	88	58	15	1,495	705	99	-	691	-	43	-
野田市	R1	8	-	5	3	4	75	-	81	-	-	85	55	15	1,455	705	99	-	651	-	43	-
	R2	8	-	5	3	4	78	-	80	-	-	86	56	15	1,495	705	99	-	691	-	43	-
	R3	8	-	5	3	4	80	-	79	-	1	88	58	15	1,495	705	99	-	691	-	43	-

※ 病床数は、使用許可済数を計上している。

(2) 主な医療従事者の状況

表2 - (2) 管内における医療従事者の状況

(単位：人)

項目 年度・区分		従事者数 (下段：10万対)						
		医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
平成 28 年度	管内	198 (127.7)	122 (78.7)	301 (194.1)	36 (23.5)	38 (24.8)	742 (483.9)	413 (269.3)
	千葉県	12,278 (196.9)	5,180 (83.1)	13,556 (217.4)	2,014 (32.3)	1,419 (22.7)	41,999 (673.0)	10,327 (165.5)
	全国	319,480 (251.7)	104,533 (82.4)	301,323 (237.4)	51,280 (40.4)	35,744 (28.2)	1,149,397 (905.5)	323,111 (254.6)
平成 30 年度	管内	197 (127.3)	119 (76.9)	328 (212.0)	38 (24.9)	37 (24.2)	809 (529.5)	365 (238.9)
	千葉県	12,586 (201.2)	5,153 (82.4)	14,282 (228.3)	2,084 (33.3)	1,497 (23.9)	45,202 (722.7)	9,725 (155.5)
	全国	327,210 (258.8)	104,908 (83.0)	311,289 (246.2)	52,955 (41.9)	36,911 (29.2)	1,218,606 (963.8)	304,479 (240.8)
令和 2 年度	管内	208 (135.1)	117 (76.0)	343 (222.7)	10 (6.5)	36 (23.4)	878 (570.2)	350 (227.3)
	千葉県	13,396 (212.0)	5,221 (82.6)	14,823 (234.6)	2,124 (33.6)	1,587 (25.1)	48,391 (765.8)	9,024 (142.8)
	全国	339,623 (269.2)	107,443 (85.2)	321,982 (255.2)	55,595 (44.1)	37,940 (42.8)	1,280,911 (1015.4)	284,889 (225.6)

出典

○医師・歯科医師・薬剤師数（総数を使用）

＜管内＞千葉県衛生統計年報（千葉県）

＜千葉県・全国＞医師・歯科医師・薬剤師統計（厚生労働省）

○保健師・助産師・看護師・准看護師数（実人員を使用）

＜管内＞千葉県看護の現況（千葉県）

使用人口：千葉県毎月常住人口調査各年10月1日現在（千葉県）

＜千葉県・全国＞衛生行政報告例（厚生労働省）

(3) 医療施設立入検査

医療法その他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的でかつ適正な医療を行う場にふさわしいものとすることを目的に計画的に実施している。

令和3年度は病院8施設の立入検査（書面検査）を実施した。

(4) 各種免許の取扱い状況

令和3年度医師、歯科医師、薬剤師等の各種免許証の交付申請、書換え申請等の受理件数は、187件であった。

表2 - (4) 各種免許取扱い件数の推移

(単位：件)

免許種類		取扱件数		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
厚生労働大臣	医師	9	3	1
	歯科医師	2	1	1
	薬剤師	20	18	12
	保健師	7	9	8
	助産師	1	2	3
	看護師	80	79	76
	理学療法士	17	18	8
	作業療法士	3	11	3
	臨床検査技師	7	10	7
	診療放射線技師	7	3	3
	衛生検査技師	0	0	0
知事	視能訓練士	0	1	1
	管理栄養士	15	20	15
	准看護師	17	13	12
	栄養士	16	25	13
	登録販売者	14	7	24
総数		215	220	187

3 業務関係

(1) 業務関係施設の現況

管内の薬局、医薬品販売業、医薬品製造業（薬局）、毒物劇物販売業等の施設総数は、令和3年度末現在674施設で、業務別、年度別施設数の推移は表3-（1）のとおりである。

令和3年度に新たに許可等の申請・届出のあった施設は28施設、廃止の届出があった施設は9施設であった。

表3-（1） 薬事関係施設数及び開設許可件数 （単位：件）

業 態	年 度			管内			年度内の 許認等事務処理件数 ^{※1}		
	元 年 度	2 年 度	3 年 度	新 規	廃 止	更 新			
総 数	639	654	674	28	9	45			
薬局	49	50	52	4	1	10			
医薬品製造業(薬局)	1	-	-	-	-	-			
医薬品製造販売業(薬局)	1	-	-	-	-	-			
店舗販売業	30	32	34	3	-	10			
卸売販売業	7	7	7	1	1	1			
薬種商販売業	-	-	-	-	-	-			
特例販売業	-	-	-	-	-	-			
高度管理医療機器等販売業・貸与業 ^{※2}	78	81	87	8	2	10			
管理医療機器販売業・貸与業 ^{※2}	395	408	418	10	4	-			
毒物劇物製造業	10	10	10	-	-	3			
毒物劇物輸入業	2	2	2	-	-	1			
毒物劇物販売業	63	62	62	2	1	10			
毒物劇物業務上取扱者 (法第22条第1項の者)	2	1	1	-	-	-			
特定毒物研究者	1	1	1	-	-	-			

※1 事務処理件数のため、必ずしも施設の増減と一致しない。

※2 同じ施設で販売業と貸与業の両方の業種がある施設は、2施設とする。

(2) 薬事監視

関係法令に基づき、薬局、医薬品販売業者等に対して薬事監視を実施した。

令和3年度の監視状況は表3-(2)のとおり延べ344件の監視を実施し、16施設の違反が認められた。違反の主な内容は、開設者の義務等であった。

表3-(2) 薬事監視 (単位：件)

区分	業種	許可・届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	違反発見件数														措置件数					告発件数			
					無許可・届出無業	無承認・不良・不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等・貯蔵陳列等	譲渡記録等の	処方箋医薬品の販売	制限品の販売	構造設備の不備	販売体制等の不備	特定販売に係る違反	薬局等の管理義務	開設者の義務	薬局等における掲示	休業等における届出	その他	指導	説諭	説諭・報告書	誓約書		始末書	行政処分	
総数	令和元年度	561	721	69	-	9	1	8	-	-	7	21	-	-	22	30	2	10	-	65	-	4	-	-	-	-	
	令和2年度	578	147	7	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	2	-	6	-	1	-	-	-	-	
	令和3年度	598	344	16	-	-	-	2	-	-	1	4	-	-	2	10	2	3	-	16	-	-	-	-	-	-	
医薬品	薬局製造業(薬局)	52	28	9	-	-	-	2	-	-	1	3	-	-	1	5	1	2	-	9	-	-	-	-	-	-	
	製造販売業(薬局)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	店舗販売業	34	17	5	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4	1	1	-	5	-	-	-	-	-	-	
	卸売販売業	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	薬種商販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	特例販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	配置販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	配置従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業務上取扱う施設	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	部外品	販売業務上取扱う施設	-	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業務上取扱う施設		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化粧品	販売業務上取扱う施設	-	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	業務上取扱う施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療機器	高度管理	62	19	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	
	販売業	279	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一般	-	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	貸与業	25	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	業務上取扱う施設	139	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	業務上取扱う施設	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(3) 毒物劇物監視

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業者等に対して実施した。令和3年度は農薬危害防止運動月間を中心に業態ごとに年間の監視計画を立てて、立入調査を行った。18件の監視を実施し、3施設の違反が認められた。

違反の主な内容は、取扱責任者、貯蔵陳列場所表示等であった。

表3-(3) 毒物劇物監視状況 (単位：件)

区分	業態	項目	登録・届出施設数	立入検査施設数	違反発見施設数	違反項目										措置件数					告発件数		
						無登録	登録基準	取扱責任者	貯蔵陳列場所	貯蔵陳列場所表示	譲渡交付手続	不良品	不正表示品	特定毒物不法所持	その他	指導	説諭	説諭・報告書	誓約書	始末書		行政処分	
総数	令和元年度		78	45	14	1	-	-	2	5	7	-	-	-	2	13	-	-	-	1	-	-	
	令和2年度		76	14	7	2	-	1	1	-	2	-	1	-	3	5	-	-	-	2	-	-	
	令和3年度		76	18	3	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	
製造 輸入	製造業		10	4	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
	輸入業		2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
販売業	薬局		10	8	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
	医薬品 販売業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農業協同組合		11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	種苗店		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他		37	4	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
使用者等	業務上の取扱者	第1項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第2項	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第22条 第5項の者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定毒物研究者	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 麻薬・覚せい剤監視

麻薬・覚せい剤原料等については、薬事監視及び医療機関立入検査（書面確認）の際にその管理の適正化について指導を行った。

(5) 不正大麻・けし撲滅運動

大麻取締法及びあへん法で一般に栽培が禁止されている「大麻」と「けし」について、5月1日から6月30日まで撲滅運動を実施し、管内4箇所においてけし181本を発見し焼却処分を行った。

(6) 薬物乱用防止対策

近年は、大麻事犯による検挙人員が増加に転じ、特に若年層の増加が著しく、社会的な問題となっている。

管内12名の薬物乱用防止指導員は、千葉県薬物乱用防止指導員野田健康福祉センター（保健所）地区協議会を結成し、地域啓発活動を実施している。

例年、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動期間中（6月20日～7月19日）に、指導員や関係団体等の協力を得て、薬物乱用防止街頭啓発活動を実施していたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、中止となった。

4 献血推進事業

千葉県赤十字血液センターが実施している献血事業に対し、管内市（町村）献血推進協議会と協力して、工場、事業所、学校、その他住民に献血思想の普及と献血事業の円滑な推進を図っている。

当管内の令和3年度の献血目標は全血献血1,890人（1人あたり200mL及び400mL）であり、この目標を達成するため当保健所では、7月の「愛の血液助け合い運動」、8月の「千葉県公務員職場献血推進月間」、1、2月の「はたちの献血」キャンペーン及び3月の「千葉県献血推進強調月間」において、広報活動を行った。

なお、管内の献血実績は表4のとおりであるが、合計目標達成率は83%であった。

表4 献血実績状況

区分 年度 市別	200mL			400mL			合計		
	目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)	目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)	目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)
令和元年度	80	77	96	1,970	1,809	92	2,050	1,886	92
令和2年度	80	46	58	2,020	1,719	85	2,100	1,765	84
令和3年度	70	40	57	1,820	1,537	84	1,890	1,577	83

※成分献血は献血ルームのみで行っているため実績に算入しない。

5 地域保健医療計画の推進

「千葉県保健医療計画」は、医療法の規定による医療計画である。

本県の保健医療に関して総合的・効果的に推進するための基本的な指針であり、「誰もが安心して生活できるよう、質の高い医療サービスの提供や健康づくりの推進、疾病の予防」を目指している。

計画には、保健医療サービスを提供していくための地域的単位として、保健医療圏が設定され、野田市は松戸市、柏市、流山市、我孫子市とともに東葛北部保健医療圏を構成している。平成28年9月に当圏域内の市、医療機関、福祉団体、保健所（健康福祉センター）等で構成する東葛北部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議が設置され、地域の特性や実情を踏まえながら圏域の保健医療体制の検討及び地域医療構想の推進に関する協議を行っている。

6 厚生統計調査

(1) 人口動態統計

ア 人口動態総覧

人口動態総覧は我が国の人口を恒常的に調査し、この統計から得られる出生の動向、死亡の現状、婚姻、離婚及び死産の実態を把握することにより、社会・経済等の発展に欠くことのできない情報として活用されている。

令和2年の管内人口動態総覧(確定数)は表6-(1)-ア-(ア)及び表6-(1)-ア-(イ)のとおりである。

出生総数は811人で、前年より36人増加し、出生率(人口千対)は前年より0.3上回り、5.4であった。(千葉県6.6、全国6.8)

死亡総数は1,663人で、前年より26人増加し、死亡率(人口千対)は前年より0.3上回り、11.1であった。(千葉県10.1、全国11.1)

婚姻件数は490組で、前年より74組減少し、婚姻率(人口千対)は前年より0.4下回り、3.3であった。(千葉県4.1、全国4.3)

離婚件数は285組で、前年より11組減少し、離婚率(人口千対)は、前年より0.07下回り、1.89であった。(千葉県1.50、全国1.57)

表6-(1)-ア-(ア) 人口動態総覧① (単位:人)

	人口	出生					死亡				乳児死亡 (生後1年 未満再掲)		新生児死亡 (生後4週 未満再掲)		
		総数	男	女	率 (人口 千対)	2,500g 未満 (再掲)	総数	男	女	率 (人口 千対)	実数	率 (出生 千対)	実数	率 (出生 千対)	
管内	平成30年	154,634	839	437	402	5.5	77	1,542	840	684	10.0	1	1.2	-	-
	令和元年	152,629	775	404	371	5.1	83	1,637	903	734	10.8	2	2.6	2	2.6
	令和2年	154,140	811	419	392	5.4	87	1,663	894	769	11.1	3	3.7	1	1.2
千葉県	6,284,480	40,168	20,470	19,698	6.6	3,699	62,118	33,834	28,315	10.1	84	2.1	40	1.0	
全国	123,398,962	840,835	430,713	410,122	6.8	77,539	1,372,755	706,834	665,921	11.1	1,512	1.8	704	0.8	

※令和2年千葉県衛生統計年報による。

全国に関しては、厚生労働省令和2年人口動態統計(確定数)の概況による。ただし、全国の出生の2500g未満(再掲)については、政府統計の総合窓口(e-Stat)による。

千葉県及び全国の人口は令和2年10月1日現在人口推計(総務省統計局)による。

表6- (1) -ア- (イ) 人口動態総覧② (単位：人・胎・組)

		死産				周産期死亡率				婚姻		離婚		合計 特殊 出生率
		自然死産		人工死産		総数		後期死産 (妊娠満 22週以 降)	早期新 生 児死亡 (生後7 日未 満)	実数	率 (人口 千対)	実数	率 (人口 千対)	
		実数	率 (出産 千対)	実数	率 (出産 千対)	実数	率 (出産 千対)							
管内	平成30年	7	8.1	19	22.0	1	1.2	1	-	584	3.8	286	1.89	1.19
	令和元年	10	12.6	9	11.3	2	2.6	1	1	564	3.7	296	1.96	1.14
	令和2年	4	4.9	7	8.5	2	2.5	1	1	490	3.3	285	1.89	1.21
千葉県		409	10.0	424	10.3	160	4.0	128	32	24,996	4.1	9,187	1.50	1.27
全国		8,188	9.5	9,090	10.6	2,664	3.2	2,112	552	525,507	4.3	193,253	1.57	1.33

※令和2年千葉県衛生統計年報による。

ただし、千葉県及び全国の人口は令和2年10月1日現在人口推計（総務省統計局）による。

イ 死因別死亡状況

表 6 - (1) - イ 主要死因別死亡状況

順位	平成 30 年管内					令和元年管内					令和 2 年管内				
	死因	総数(人)	男(人)	女(人)	率(人口10万対)	死因	総数(人)	男(人)	女(人)	率(人口10万対)	死因	総数(人)	男(人)	女(人)	率(人口10万対)
1	悪	444	287	157	287.0	悪	490	309	181	321.0	悪	475	303	172	308.2
2	心	187	84	103	120.9	心	195	100	95	127.8	心	229	116	113	148.6
3	老	125	40	85	80.8	老	150	43	107	98.3	老	177	39	138	114.8
4	脳	98	64	34	63.3	肺	115	63	52	75.3	脳	106	55	51	68.8
5	肺	97	47	50	62.7	脳	102	54	48	66.8	肺	96	56	40	62.3
6	不	35	22	13	22.6	不	40	21	19	26.2	腎	36	18	18	23.4
7	腎	27	14	13	17.5	自	30	22	8	19.7	不	32	16	16	20.8
8	大	24	16	8	15.5	腎	25	12	13	16.4	自	25	17	8	16.2
9	自	22	16	6	14.2	肝	23	17	6	15.1	大	21	11	10	13.6
10	糖	18	11	7	11.6	慢	21	17	4	13.8	糖	16	8	8	10.4
											慢	16	15	1	10.4

順位	令和 2 年 県					全 国		
	死因	総数(人)	男(人)	女(人)	率(人口10万対)	死因	総数(人)	率(人口10万対)
1	悪	17,709	10,687	7,022	282.3	悪	378,385	306.6
2	心	9,663	5,027	4,636	154.0	心	205,596	166.6
3	老	5,758	1,680	4,078	91.8	老	132,440	107.3
4	脳	4,555	2,391	2,164	72.6	脳	102,978	83.5
5	肺	3,953	2,370	1,583	63.0	肺	78,450	63.6
6	不	1,425	847	578	22.7	不	38,133	30.9
7	腎	1,065	610	578	17.0	腎	26,948	21.8
8	自	1,050	669	381	16.7	自	20,243	16.4
9	大	848	495	353	13.5	大	18,795	15.2
10	糖	747	455	292	11.9	肝	17,688	14.3

悪…悪性新生物
 心…心疾患
 脳…脳血管疾患
 不…不慮の事故
 自…自殺
 腎…腎不全
 肝…肝臓疾患
 慢…慢性閉塞性肺疾患
 老…老衰
 大…大動脈瘤及び解離
 肺…肺炎
 糖…糖尿病

※ 1 令和 2 年千葉県衛生統計年報による。

※ 2 死因の区分は、「死因分類表」の中間分類による。

ウ 部位別悪性新生物死亡状況

表 6 - (1) - ウ 部位別悪性新生物死亡状況

(単位：人)

死因分類	管内		
	総数	男	女
総 数	475	303	172
口唇口腔及び咽喉頭	15	10	5
食道	15	14	1
胃	55	43	12
結腸	36	20	16
直腸S状結腸移行部及び直腸	13	6	7
肝及び肝内胆管	23	19	4
胆のう及びその他の胆道	18	9	9
膵	40	22	18
喉頭	1	1	0
気管、気管支及び肺	108	76	32
皮膚	2	2	0
乳房	21	0	21
子宮	9	0	9
卵巣	4	0	4
前立腺	22	22	0
膀胱	13	8	5
中枢神経系	7	2	5
悪性リンパ腫	20	16	4
白血病	8	7	1
その他のリンパ組織造血組織及び関連組織	2	1	1
その他の悪性新生物	43	25	18

※令和 2 年千葉県衛生統計年報による。

(2) 衛生統計調査

表 6 - (2) 衛生統計調査状況

調査名 (担当課)	目的	方法	対象地区
医療施設動態調査 (総務企画課)	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	保健所が報告書を作成し、県を經由して厚生労働省に報告する。	野田市
衛生行政報告例 (総務企画課)	不妊手術や人工妊娠中絶手術の状況等、行政の実態を数量的に把握し医療行政の資料を得る。	母体保護法指定医が報告書を作成し、保健所、県を經由して厚生労働省に報告する。	野田市
人口動態調査 (総務企画課)	出生・死亡・死産・婚姻・離婚という人口動態事象を数量的に把握し、人口、保健衛生及び文化水準の重要な指標、社会保障の資料とする。	市長が出生・死亡・死産・婚姻・離婚事項を受理し、人口動態調査票を作成。保健所、県を經由して厚生労働省に報告する。	野田市
地域保健・健康増進 事業報告 (総務企画課)	保健所・市の公衆衛生活動状況（健康診断、母子保健、健康増進、精神保健福祉、難病、エイズ、衛生教育、結核予防、生活衛生、試験検査等）を把握することを目的とし、地域保健対策の資料とする。	報告書を保健所及び市が作成し、県を經由して厚生労働省に報告する。	保健所 野田市
国民生活基礎調査 (総務企画課)	国民生活の基礎的事項（保健・医療・福祉・年金等）を調査し、厚生行政に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の親標本を設定する。令和3年度、野田市は該当地区なし。	調査票を配布。被調査者が記入した調査票を調査員が回収する。	野田市
病院報告 (総務企画課)	病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	病院、療養病床を有する診療所の管理者がオンラインもしくは紙の報告書を作成し、保健所、県を經由して厚生労働省に報告する。	野田市
福祉行政報告例 (地域保健福祉課)	社会福祉関係諸法規の施行に伴う行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得る。	保健所が所定事項をオンライン入力し、県を經由して厚生労働省に提出する。	保健所
結核・感染症発生 動向調査 (健康生活支援課)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条から第16条に基づき感染症に対する有効かつ確かな予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止する。	指定届出機関が保健所に所定事項を報告、保健所がシステム入力により報告、県が確認の上、厚生労働省に報告する。	野田市内 医療機関 週報…8機関 月報…1機関

7 協議会・委員会の開催状況

- (1) 健康福祉センター運営協議会
令和3年度は実施していない。

- (2) 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議の開催
令和3年度は書面にて2回開催した。

- (3) その他協議会委員会
令和3年度は実施していない。

8 保健所保健・福祉サービス調整推進事業

令和3年度は実施していない。

9 地域保健従事者研修・保健所実習

- (1) 地域保健従事者に対する研修
令和3年度は実施していない。

- (2) 学生等の保健所実習
令和3年度は実施していない。

- (3) 地域保健臨床研修
令和3年度は実施していない。

10 広報・啓発事業

- (1) ホームページの運営

野田保健所ホームページについては随時内容の更新を行い、広報、啓発に努めた。
主な内容は、業務案内、地域の感染症情報、検査・相談日程、献血日程、保健所が主催する講演会の告知等、各種情報である。

ホームページ URL <https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-noda/>

- (2) 健康づくりに関する企画
令和3年度は実施していない。

(3) 衛生教育

表 10 - (3) 衛生教育実施状況

	感染症	感染症のうち (再掲)		精 神	難 病	母 子	成人・老人	栄養・ 健康増進
		結 核	エイズ					
回 数	1	-	-	-	-	-	-	-
延人員	2	-	-	-	-	-	-	-
	歯 科	医事・ 薬事	食 品	環 境	その他	計	活動区分 (再掲)	
							地 区 組 織 活 動	健康危機 管 理
回 数	-	-	-	-	-	-	-	1
延人員	-	-	-	-	-	-	-	25

1 1 地域防災対策

(1) 災害時実動マニュアル

県（健康福祉部）では、大規模な地震・風水害などが発生した場合を想定し、健康福祉部が行うべき事項を示した「健康福祉部災害対策マニュアル」を策定している。

野田保健所では、平成 23 年度において、保健所における急性期活動の手順を検討してアクションカードを作成した。平成 26 年度にその見直しを行い、平成 28 年 8 月、「災害時実働マニュアル(超急性期編)を完成し、随時内容の更新等を行っている。

(2) 医療救護活動のための医薬品・医療資機材の備蓄

災害時における医療救護活動支援のため、災害用備蓄医薬品、医療救護資器材等を保管・管理している。

(3) 管内市町村への防災訓練への協力

令和 3 年度は該当なし。

(4) 情報伝達訓練の実施

第 1 回 令和 3 年 4 月 28 日

第 2 回 令和 3 年 8 月 6 日

県内で震度 6 強の地震が発生し、災害対策本部第 3 配備体制が敷かれたと想定し実施した。携帯電話・電子メール・職員災害伝言板を使用し、訓練を実施した。